



# まちのわだい

日々好日



## 創立90周年記念式典を挙

ー八郷小学校ー

2月19日、八郷小学校で創立90周年記念式典が開催されました。

八郷小学校は、大正7年に日吉尋常小学校と吉寿尋常高等小学校が統合して、現在の地に創設されました。

式では、PTA会長の上田省三さんから、児童に記念品が授与されました。

最後に、全校児童や教育・行政関係者、保護者など列席したおよそ150人で校歌を歌い八郷小学校の発展を願いました。

最後に、全校児童や教育・行政関係者、保護者など列席したおよそ150人で校歌を歌い八郷小学校の発展を願いました。



90周年記念式典の様子

## 伯耆ニュータウン公民館で節分交流会を開催

2月2日、伯耆ニュータウン公民館で伯友会（伯耆ニュータウン敬老会）と子供会の交流会を行いました。

この日は、節分ということもあり伯友会のみなさんによる豆まきならぬお菓子まきとしてアメやラムネなどのお菓子がまかれ、子どもたちが競って拾いました。

お菓子まきの後、子供会役員により手巻き寿司と豚汁が用意され、子どもたちは伯友会のみなさんに手伝ってもらい手巻きに挑戦しました。

また、子どもたちは、伯友会のみなさんに日ごろから地域安全ボランティアとしていつも見守っていただいていることへの感謝の気持ちも伝えました。

お腹も心も満足できた楽しい交流会となりました。



節分交流会の様子

## 防災活動車 寄贈される

2月29日、日本消防協会から防災活動車が伯耆町消防団に寄贈されました。

この防災活動車は、日本消防協会の共済還元事業により寄贈されたもので、平成19年度に全国で25台寄贈されるうちの1台です。

これにより、今までよりきめ細かい防災啓発が行なうことができるとともに、災害が発生した場合に、一段と早く現場に赴くことができ、迅速な対応が可能となりました。

これから春にかけては野焼きによる火災が多く発生する時期です。火災はちよつとした気の緩みから発生しますので、火の取り扱いには十分、注意しましょう。



寄贈された防災活動車

## 一時保育が始まります

こしき保育所で4月からスタート

一時保育とは、家庭で保育している幼児が、保護者のパート就労や病気、その他の理由により家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育所でお預かりする事業です。

の日にご利用できない場合がありますのでご了承ください。

### 利用理由の例

- ・保護者が週2・3日程度就労する
- ・保護者の病気、母の出産など
- ・冠婚葬祭
- ・保護者のリフレッシュのため

定員 1日概ね3人まで  
(保育所の状況によりご希望)

### 保育時間

平日 8時～17時(1日保育)  
半日利用の場合(半日保育)  
【午前】 8時～12時30分  
【午後】 12時30分～17時  
土曜日 8時～12時30分

利用限度 週3日以内(緊急の場合を除く)

一時保育利用の流れ

保育所へ利用登録などの相談

登録申請書の提出  
町指定の病院での健康診断

登録決定

保育所へ電話で利用申し込み  
(利用日の3日前まで)

利用申込書の提出

一時保育利用

利用料の支払い  
(利用当日)

### 利用料(1人当り)

年齢区分	1日保育	半日保育
3歳未満	2,000円	1,000円
3歳以上	1,000円	500円

給食が必要なときは200円加算

【問合せ先】総合福祉課 福祉支援室 68-5534 こしき保育所 68-2122

## 児童福祉手当制度を廃止し 父子福祉手当制度を創設します

平成19年度まで、母子・父子家庭、障害児家庭を対象に児童福祉手当(年額1万円)を支給していましたが、母子家庭、障害児家庭に対しては児童扶養手当や特別児童扶養手当などの国の制度があることから、制度の見直しを行いました。

平成20年度からは国の制度がない父子家庭を対象に、父子福祉手当制度を創設します。

【対象となる世帯】  
義務教育修了前(中学校卒業まで)の児童を養育している父子家庭

【手当を受給できる条件】  
4月1日現在で1年以上伯耆町に住所があり、前年分の



所得にかかる所得税が課税されていないこと。  
住民票の同一世帯に扶養義務者がいる場合

扶養義務者が父子福祉手当の対象となる父と子を健康保険または税法上の扶養者としており、扶養義務者の前年分の所得にかかる所得税が課税されていないことが受給条件となります。

【支給の制限】  
手当を受給できる条件を満たしていても公的年金(老齢年金、障害年金、遺族年金など)、特別児童扶養手当等の公的手当、生活保護の受給者は対象となりません。

【支給金額】  
児童1人につき年額2万4千円

6月中に申請受付を予定しています。申請時期が近づきましたら広報誌等でお知らせします。

【問合せ先】総合福祉課 福祉支援室 68-5534